

# 雇用保険料率及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22)(昭24)(昭27)(昭34)(昭35)(昭45)						雇用保険 (昭50)(昭53)(昭54)(昭56)(昭57)(昭61)(昭63)(平4)(平5)(平10)(平13)(平14)(平17)(平19)(平21)(平22)(平23)(平24)(平27)(平28)(平29)																				
雇用保険料率	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	→	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14.0}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14.0}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	→	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$	→	$\frac{13.5}{1,000}$	→	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	→	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	→	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	→	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	→	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{10}{1,000}$ (法改正・ 弾力)	→	$\frac{8}{1,000}$ (法改正・ 弾力)	→	$\frac{6}{1,000}$ (法改正・ 弾力)		
二事業 保険料率 (使用者負担)							$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	→	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$	→	$\frac{1}{4}$	→	$\frac{1}{4}$	→	22.5% (1/4 × 0.9)	20.0% (1/4 × 0.8)	14.0% (20.0% × 0.7)	$\frac{1}{4}$	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	13.75% (1/4 × 0.55)	→	2.5% (1/4 × 0.1)	

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については、労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

(注7) 平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げることとされた。

(注8) 平成29年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成29年度から31年度まで10/1000に引き下げることとされた。また、平成29年度から31年度まで国庫負担の額は本来の額の10%とされている。